



12月は

「職場のハラスメント撲滅月間」です

夢のレットさが



アバンセ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



私たちは持続可能な開発目標支援 (SDGs) をしています

令和6年度

ハラスメント防止啓発講演会



YouTube
による録画配信
(要事前申込)

▶ 配信期間 **12月3日(火)**
～ **12月17日(火)**

▶ 期間内のご都合の良い時間に、ご視聴できます。

▶ インターネットに接続できる環境 (パソコン、タブレット、スマートフォン) が必要です。

社員研修にもご利用ください



【第1部】 **情報提供** 20分

「職場におけるハラスメント防止対策について」

【説明】 佐賀労働局 雇用環境・均等室



【第2部】 **講演** 70分

「ハラスメントの予防と対策」

改正労働施策総合推進法 (通称「パワハラ防止法」) が令和4年4月1日より全面施行となり、セクハラやマタハラ同様、中小企業においても職場内のパワハラ防止措置が義務化されました。裁判例も交え、ハラスメントのない職場づくりのために、今求められる具体的対応を解説します。

●対象: **どなたでも**
(視聴後のwebアンケートに回答いただける方)

●参加費: **無料** (通信料は各自負担)

●申込み: **専用申込フォームからの参加申込**が必要です。
下記アドレス、または 右の2次元コードから
専用申込フォームへお進みください。

● https://www.avance.or.jp/danjo/_2790/_5501.html

●申込締切: **11月26日(火)**

※申込をいただいた方に視聴用URLを

11月30日(土)までにメールでお知らせします。



専用申込フォーム



【第2部 講師】 **里内 友貴子**さん
(里内法律事務所 弁護士)

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻卒業。

2008年京都弁護士会登録、法律事務所勤務を経て、2016年里内法律事務所を開設。京都市男女共同参画審議会委員、長岡京市男女共同参画審議会委員、亀岡市男女共同参画審議会委員等公職も務める。共著に「女性社員の労務相談ハンドブック」「裁判所・指針から読み解くハラスメント該当性の判断」(新日本法規出版)がある。

佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)

〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11

TEL 0952-26-0011 FAX 0952-25-5591

E-mail danjo@avance.or.jp

※佐賀県立男女共同参画センターの事業は、佐賀県からの委託を受けて公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団が実施します。

※この受講者募集に伴い収集した個人情報は、講座運営のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。